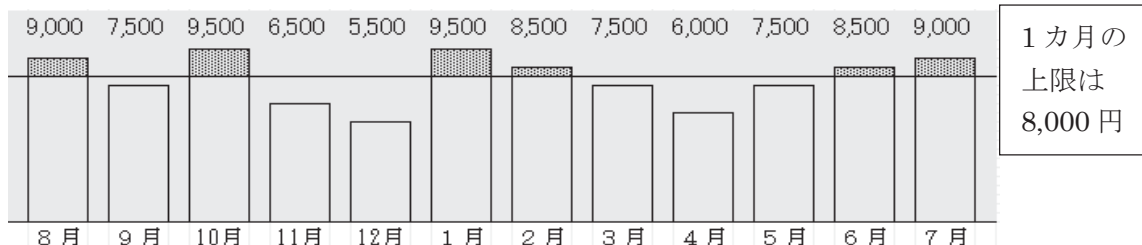


## 70歳以上で外来のみに適用されている高額療養費制度の紹介(概要)

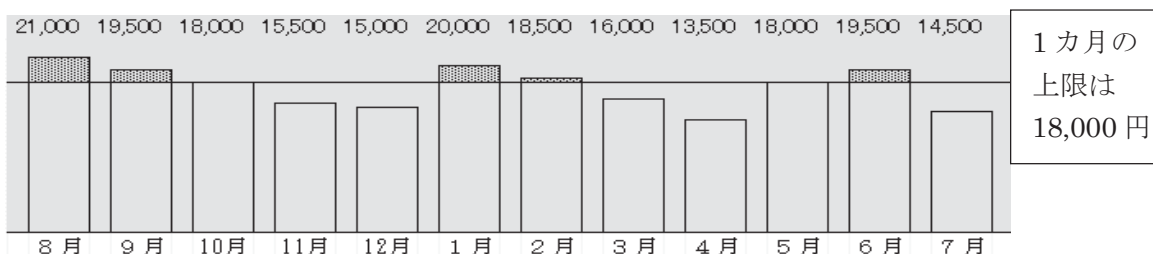
グラフについての注釈：下段は8月から翌年7月の各月を示し、各々の月の上部にある数字は各月の外来診療（処方箋による薬代も含む）による窓口負担額を示しています。

### ① 所得区分が住民税非課税の場合



- ・各月の外来での上限額が8,000円ですので、それを超えた額が還付されます。（棒グラフの塗りつぶされた部分に相当します）
- ・上の例での還付総額は1,000+1,500+1,500+500+500+1,000=6,000円となります。

### ② 所得区分が一般の場合



Q：各月の上限が18,000円ですので、それを超えた8,500円が還付されるのですか？

A：いいえそれだけではありません。所得区分一般の場合には、年間外来合算という制度があります。

・年間外来合算での適用期間と上限額

- ・基準日：毎年7月31日（この時の所得区分が基本となり、この時所得区分が一般である必要があります。また、この日が期間の最終日にもなります）
- ・計算期間：前年の8月1日から7月31日までの1年間
- ・上限額：144,000円

基準日が7月31日です。この後に保険者が確認作業等を進め、この年間外来にかかる還付は約3か月後の11月頃になります。なお、具体的な計算は以下のような手順となります。

STEP 1：8月からの外来診療の自己負担額を月ごとに合算します。

18,000円以下についても合計していきます。

STEP 2：144,000円を超えた月までの外来診療の総額の差額が還付されます。

STEP 3：このため、超えた月の翌月から次の7月までは外来の診療費は実質的にかからないこととなります。

以上より、上記の例の場合は、3月までに136,500円になりますので、4月に7,500円を支払うと上限額に達しますので、4月の6,000円分（144,000円超過分）とその月以降の窓口負担は還付されます。

### お願いと注意いただきたいこと

- ・この年間外来合算に関係した場合、上限額を超えた月以降は外来についての請求はお避けください。（申請いただくと控除のみが計算されることとなります）
- ・この年間外来合算については例のような単純な場合とは限りません。かなり複雑な制度ですので、入院があった場合など疑問があれば保険者にお問い合わせください。